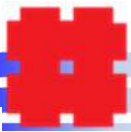


受給者証契約内容報告書の提出について

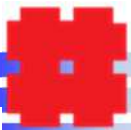
- 新規、更新、終了時に支援係に提出
 1. 利用者と交わす契約において、支給決定期間の更新ごとに契約を交わしている場合は提出が必要。自動更新の規定がある場合は提出不要。
 2. 就労系サービスにおいて、利用者が一般就労に至り、終了する場合は「一般就労」と記載。
 3. 計画相談の終了の際には、利用者がサービス全部を終了するのについても記入を。



問い合わせや書類提出に関する 専用フォームについて

※支援係では問い合わせや書類提出に関する専用フォームを開設しております。ペーパーレス化へのご協力、および電話による問合せを控えていただきますようご協力をお願いします。

<p>・福祉サービス受給者証に関すること</p> <p>・請求等に関すること</p>	<p>障がい福祉課支援係お問い合わせフォーム https://logoform.jp/form/BcLm/579618</p> <p>※電話による問合せはお断りする場合があります。</p>
<p>・福祉サービス受給者証等に関する書類の提出に関すること</p>	<p>障がい福祉課支援係提出フォーム https://logoform.jp/form/BcLm/618581</p> <p>※郵送窓口やによる提出は提出フォーム利用と比べて、3～6営業日程度、処理が遅くなる場合があります。</p>



過誤調整の申立について

以下の点に注意してください。

1. 過誤調整を申立てた翌月に必ず**再請求**を行うこと。
2. 過誤調整の申立てをする前に、
「翌月請求することができるか」
「過誤申し出により取り下げる請求の総額が翌月請求する額よりも小さい金額になっているか」を確認すること。
3. 新様式を使用すること。

岐阜市公式HP「事業所向け様式一覧(ページ番号1004759)」
を参照

障がい者虐待防止に向けた 取り組みについて



令和8年5月
岐阜市 障がい福祉課



目 次

- 1 障害者虐待の概要
- 2 岐阜市における障害者虐待相談の現状
- 3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応
- 4 障害者虐待の背景と対策



1 障害者虐待の概要

▶ 障害者虐待防止法の概要

正式名称 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

法の目的
(法第1条) 虐待が**障害者の尊厳を害する**ものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する**虐待を防止することが極めて重要**であること等に鑑み、～（略）～
障害者**虐待の防止に資する支援**のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護**に資する

▶ 虐待の定義

障害者虐待を以下の3つに定義

- ①養護者
- ②**障害者福祉施設従事者等**
- ③使用者（就労継続支援A型は②と③に重複該当）

管理者や支援員のみならず、運転手や調理員等の職員も障害者福祉施設に係る業務に従事する者と規定

1 障害者虐待の概要

▶ 障害者虐待の種類

次の行為を行った場合を「障害者虐待」と定義

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放任（ネグレクト）
- ⑤経済的虐待

▶ ①身体的虐待の具体例

◆暴力的な行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る
- ・刃物や器物で外傷を与える
- ・本人に向け物を投げつける など
- ・ぶつかって転倒させる
- ・入浴時に、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる

◆本人の利益にならない強制による行為、代替え方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

- ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせたり飲ませたりする など

◆正当な理由のない身体拘束

- ・車いすやベッドに縛り付ける
- ・行動を制限するためにつなぎ服を着せる
- ・落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・職員が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ・自分の意思で開けることのできない居室に隔離する など

1 障害者虐待の概要

▶ ②性的虐待の具体例

- ・キス、性器などへの接触、性交
- ・性的行為を強要する
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する
- ・性的な話を無理やり聞かせたり、話させる
- ・わいせつな写真や映像をみせる
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や画像を撮影する
- ・撮影したものを他人に見せる
- ・更衣やトイレ等の場面のぞいたり、映像や画像を撮影する
- ・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない など

▶ ③心理的虐待の具体例

◆威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る。罵る
- ・「ここ（施設など）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す
- ・「給料もらえないですよ」「好きなものを買えなくなりますよ」などと威圧的な態度をとる など

◆侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する
- ・からかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮辱的なことを言う
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ など

◆障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

- ・無視する
- ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う
- ・障害者や家族の悪口などをいいふらす
- ・話しかけ等を無視する など

◆障害者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
- ・職員が提供しやすいように食事を混ぜる
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する など

◆交換条件の提示

- 「これができたら外出してあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」など交換条件を提示 など

1 障害者虐待の概要

▶④放棄・放置の具体例

◆食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと

- ・ 食事や水分を十分に与えない
- ・ あまり入浴させない
- ・ 排泄の介助をしない
- ・ 室内の掃除をしない
- ・ 病気やけがをしても受診させない など
- ・ 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・ 汚れた服を着させ続ける
- ・ 髪や爪が伸び放題
- ・ ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる

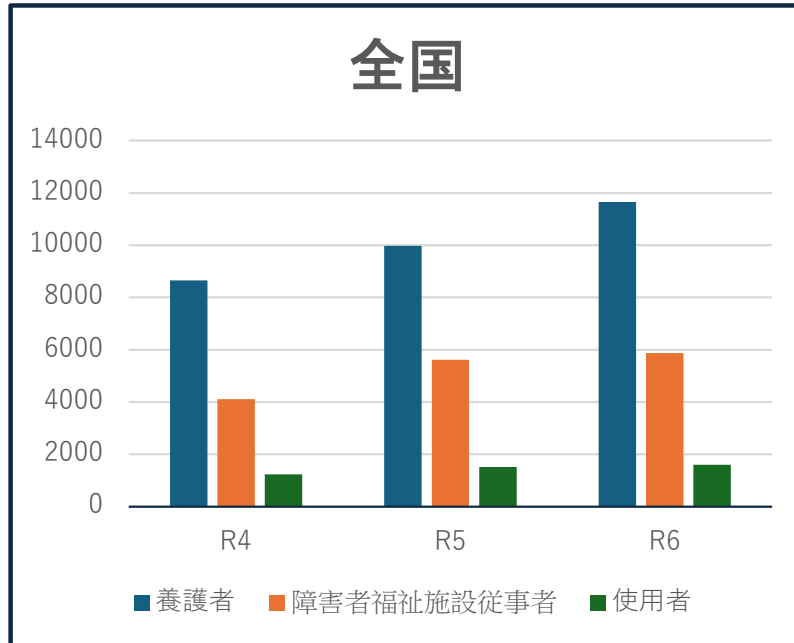
▶⑤経済的虐待の具体例

◆本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に経済的虐待手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・ 年金や賃金を渡さない
- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・ 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない など

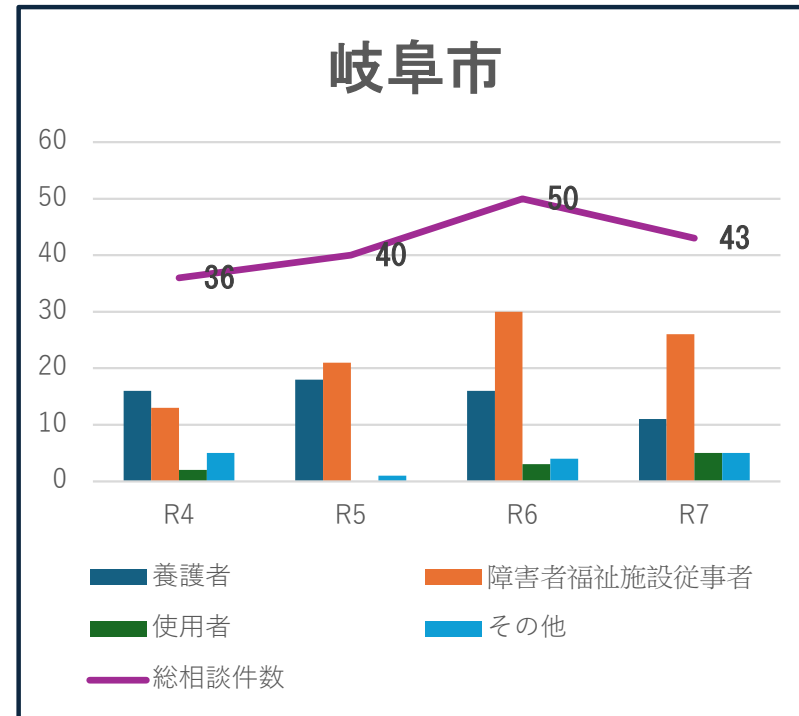
2 岐阜市における障害者虐待相談の現状

虐待相談 虐待種別毎



※厚生労働省 R4～6 都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況（調査結果）より

全国の虐待種別、例年**養護者が圧倒的に多く**次いで施設従事者、使用者

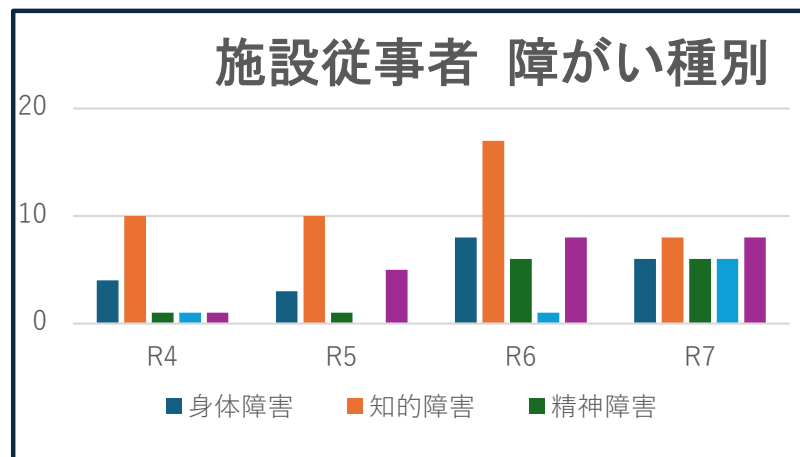


※使用者には、就労継続支援A型が含まれ、施設従事者と重複しているケース有

相談件数は増加傾向にある
施設従事者の割合が増加傾向
(参考)施設従事者の割合 R4→**37.8%** R7→**60.5%**

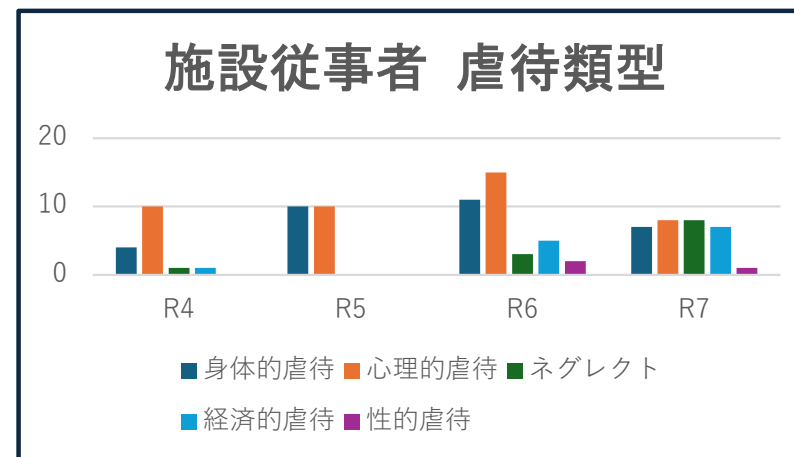
2 岐阜市における障害者虐待相談の現状

施設従事者による虐待通報の内訳



障がい種別は被虐待者が複数の障がいまたは複数名にわたる通報相談のため、重複
その他は施設に対する通報で被虐待者が特定できなかったケースが含まれる





全体的に知的障がいがある方の通報相談が多く、
次いで身体障がいが多い傾向にある
令和6年度より精神障がいの通報件数が増加



虐待類型は複数の虐待が疑われるため、重複あり

身体的・心理的虐待が多い状況が続いていたが、
令和6年度よりネグレクトや経済的虐待が増加

3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

- 1 **通報義務**  利用者の支給決定をした市町村への通報
- 2 調査協力・虚偽答弁の罰則
- 3 通報者の保護  解雇等の不利益な取り扱いを受けないこと
- 4 障害者や家族の支援
- 5 虐待を防止するための体制  **虐待防止委員会の設置**
- 6 研修
- 7 虐待を防止するための取り組み  環境整備

3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

▶虐待防止措置（虐待防止委員会の設置）

令和4年度～ 義務化・令和6年度～減算対象

- ◆従業員の研修実施
- ◆虐待防止委員会の設置
- ◆責任者の設置

▶身体拘束の適正化

令和6年度～減算対象

<運営基準>

- ①身体拘束を行う場合は**3要件**全て満たす場合のみ
- ②委員会の定期開催・周知徹底
- ③指針の整備
- ④研修の実施

切迫性
非代替性
一時性

<やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き>

- ①個別支援計画への記録
- ②本人・家族への十分な説明
- ③行政への相談・報告
- ④必要な事項の記録

3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

▶虐待防止委員会の役割

①虐待防止のための計画づくり

研修、職場環境の改善、労働条件の見直し、マニュアル・チェックリストの作成、掲示物等の作成と実施計画づくり

②虐待防止のチェックとモニタリング

自己・他者チェックリストを実施し、現場で抱えている課題や発生した事故状況、苦情相談、職員のストレスマネジメントを委員会へ報告

③虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

3 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

グレーゾーンの事例

職員の意図としては「安全」「効率」のつもりでも結果的に当事者へ苦痛や不快な思いを与えてしまう

行動障がいがある利用者がパニックを起こした際、力づくで体を押さえつける。

「これができたらご飯にしようね」「できないなら親に連絡するよ」などと交換条件を出して行動・判断させる。

職員の都合を優先して、一律のスケジュールを強要する。

体調不良の際は本人から申し出ることになっているため、いつもと様子が違うと認識しながら体調確認をしなかった。

多忙な職場環境や労働条件にストレスを抱え、利用者にあたってしまう

忙しいことを理由に、利用者の要求に返事をしない。または「後でね」と返答しそのままになってしまう。

障がいの特性により騒ぎだした利用者に対し「静かにして」と大きな声で怒鳴る。

特性のある利用者から暴力を振るわれ、痛みにより反射的に叩いてしまう。

利用者が聞こえる場所で、利用者や職員の不満を口にする。

4 障害者虐待の背景と対策

▶虐待が発生する背景

◆職員の専門的な知識や技術不足

様々な障がいや精神疾患への対応が求められる⇒障がいや病気に対する正しい知識・理解が必要

様々な虐待類型に通報相談があった⇒障害者虐待防止法についての知識・理解が必要

◆職員自身のメンタル的な問題（感情のコントロールなど）

◆倫理観や理念の欠如

◆人手不足による忙しさ

◆慣れによる感覚麻痺

◆相談しにくい職場環境

◆管理者の責任

管理者は虐待を防ぐための意識や施設全体の取り組みといった管理責任が問われる

日頃より虐待チェックリスト（自己・他者共に）やストレスチェックなどを行う
虐待防止委員会で施設の現状を理解し改善策など検討

4 障害者虐待の背景と対策

▶具体的な対策例

◆実務や実情に合った研修の開催（人材育成のための研修）

例：行動障害についての理解やアセスメントの技術

発達障害の理解と支援方法

障がい者当事者や家族の実情・想いを聞く講演会などへの参加

◆OFFJT（施設外研修）への参加 ☞ 自らを客観視する機会になる

◆ケース会議 ☞ 日々の関わりの中で支援がマンネリ化する危険性もあるため、ヒヤリハット事例などをもとに、業務を振り返る

◆グループワークの手法を用いた研修を行うことで、職員間で交流する場を設ける

◆風通しの良い職場環境

小さな違和感「あの発言は大丈夫だったかな」「言い過ぎたかも」など不適切なケアについて話せ、チームで検討する職場づくり。ミスや失敗を責めるのではなく改善のきっかけとして捉え、職員が一人で抱え込まないように配慮する

4 障害者虐待の背景と対策

▶おわりに

- ◆日々支援にあたっている施設従事者は利用者の変化を早期発見できる存在です
「運営基準が厳格化されたから」「減算されるから」という理由でなく、虐待防止（身体拘束等も含む）に取り組むことは、職員の支援の姿勢や障がい者の尊厳に対する基本的な考え方を再確認することにつながり、不適切な支援を早期に発見可能となります
その結果、施設や事業所全体の支援が充実することにつながります
- ◆焦らず時間をかけて変化を見守りモニタリングを繰り返すことで、より適切な支援方法を見いだせる可能性があります
- ◆虐待やグレーゾーンの事案の対応は心理的負担も大きいため支援者同士で悩みを共有したり、専門家のサポートを受けるのもよいでしょう